

## ふれあい体験教室を実施してみませんか？

### 【ふれあい体験教室とは？】

市内の公民館で活動する定期サークルが会員数を増やすための体験会を総称して「ふれあい体験教室」と呼んでいます。

市では広報もりや「情報ひろば」と市公式ホームページへの掲載、公共施設へのポスター掲示などといったPRの場所を提供しています。

### 【申込の流れ】

1. 公民館や市ホームページで申込書を入力
2. 広報掲載を希望する月の提出期限までに、活動している公民館に申込書を提出（メール可、メールの場合は生涯学習課へ）  
ポスター掲示をあわせて希望する場合は、ポスターも提出
3. 広報とホームページの校正を行う



メール用QRコード

### 【必ずお読みください】

- 提出期限は各公民館・生涯学習課にお問い合わせください（5月号・1月号は提出期限が他の月より早いので、ご注意ください）。
- 紙面の都合により、ご希望の月に掲載できない場合があります。ご了承ください。
- 広報もりやに掲載できるのは、年度中（5月～翌3月）1回のみ、定期使用サークルのみです。
- ふれあい体験教室実施日（事前受付の場合は、事前受付開始日）は、広報が発行されてから10日以上経った日にしてください（広報が各家庭に届くまで、10日程度かかると想定しているため）。
- 広報には、申込・問合せ先として代表者の氏・電話（FAX）番号もしくはメールアドレスを掲載します。  
公民館・生涯学習課は申込・問合せ先の窓口にはなりません。各サークルで対応をお願いします。
- ポスター掲示を希望する場合は、各サークルで作成し、ふれあい体験教室申込み後に掲示を希望する施設にご持参ください（掲示期間は最長3ヶ月）。  
ただし掲示できるのはA4サイズ縦方向のみになります。また、スペースの都合上お断りする場合があります。ご了承ください。

### 【例】

☆広報もりや7月10日号に掲載してほしい！

⇒5月下旬頃までに、活動している公民館に申込書を提出。7月21日以降の日に「ふれあい体験教室」を実施する。

※広報原稿締切日については、毎年変更があります。その都度ご確認のうえ、余裕をもって提出してください。